



2026年7月14日

商品・サービス

当行にお届けの「在留期間」が経過した 外国人のお客さまとの預金取引の一部制限について

十六フィナンシャルグループの十六銀行（以下「当行」といいます。）は、口座を開設されている外国人のお客さまに対し、在留資格や在留期間満了日等について、窓口等にて確認をお願いしております。

また、在留資格・在留期間満了日等を変更・更新された場合には、あらためて新しい在留カードをご提示いただくようお願いしております。

この度、犯罪収益移転防止法および預金規定に基づき、2026年8月12日（水）以降、当行にお届けいただいている「在留期間」が経過したお客さまとの預金取引を一部制限させていただきます。

記

1. お取引の一部制限が開始される日時

当行にお届けいただいている「在留期間満了日の翌日」より

※ すでに在留期間が経過しているお客さまにつきましては、2026年8月12日より順次制限を開始させていただきます。

2. 制限対象となるお取引

現金の引き出し、振込、振替などの出金取引

※ 公共料金等の自動引き落としは対象外となります。

※ お取引の内容や状況等により、その他のお取引を制限させていただく場合がございます。

3. 在留カードの更新手続き中（申請中）の場合

新しい在留カードの交付がお済みでない場合は、当行本支店の窓口にて「在留期間の更新申請中」であることを、以下のいずれかの方法によりご申告ください。

- （１）「在留資格更新許可申請中」のスタンプが押印された在留カードのご提示
- （２）在留資格更新のオンライン申請に係る受付完了メール等のご提示

以 上